

寄附金控除の対象が拡充されました！

～条例により指定した寄附金～

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、寄附金を受領する団体からの申請に基づき、町長が町民の福祉の増進に寄与する寄附金として認める寄附金（以下「認定寄附金」といいます。）については、新たに個人町民税の寄附金控除の適用対象とされることとなりました。

寄附金控除の対象は？

改正前	改正後
①都道府県・市区町村 ②住所地の都道府県共同募金会 ③住所地の日本赤十字社支部	①都道府県・市区町村 ②住所地の都道府県共同募金会 ③住所地の日本赤十字社支部 +
	所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、町長が町民の福祉の増進に寄与する寄附金として認める寄附金

★ 条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となる寄附金

1 指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金）	6 学校法人に対する寄附金
2 独立行政法人に対する寄附金	7 社会福祉法人に対する寄附金
3 地方独立行政法人に対する寄附金	8 更生保護法人に対する寄附金
4 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5 公益社団・財団法人に対する寄附金（所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。）	10 認定NPO法人、仮認定NPO法人に対する寄附金（当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

※ 所得税で寄附金控除の対象となっている国・政党等に対する政治活動に関する寄附金は条例で指定することができません。

★ 京丹波町における認定寄附金

寄附金を受領する団体等からの申請に基づき認定寄附金として指定された寄附金が新たに寄附金控除の対象となります。認定寄附金を指定する場合には、その旨を告示します。（[町ホームページ](#)でもお知らせします）

※ 申請の日の属する年の1月1日以降に支出された寄附金について翌年度分の町民税から控除されます。

寄附金控除の内容は？

改正前	改正後
対象となる寄附金のうち、10万円を超える部分 × 税率6%（府民税は4%） の軽減効果	対象となる寄附金（総所得金額等の30%を限度）のうち、 2,000円を超える部分 × 税率6% 上記の額が寄附をした翌年の個人町民税額から控除されます。 （京都府からも指定された寄附金の場合は、同様に4%を乗じた額が寄附をした翌年の個人府民税から控除されます。）

寄附金控除の手続は？

認定寄附金を支出した方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 寄附先に選んだ団体に対し、寄附を行う。

寄附者 → 寄附先の法人等
(寄附金)

- 寄附しようとする団体に対する寄附金が住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されていなければ、個人住民税の控除は受けられません。
※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまでどおり全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。
- 京丹波町においてどの寄附金が指定されているか等については、町ホームページなどでご確認ください。
- 寄附の方法については、あらかじめ、その団体に問い合わせるなどして、よくご確認ください。

② 寄附先から領収書等を受け取る。

寄附者 ← 寄附先の法人等
(領収書など)

- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 申告を行う。

寄附者 → 税務署
(領収書など添付)

- 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付する必要があります。
- 給与所得者又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、本所又は支所に簡易な申告書による申告を行うことができます。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。